

○国土交通省告示第七百号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の九第一号（同規則第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件

第一 登録特定建築物調査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下単に「大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学（以下単に「短期大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

- 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は学校教育法による高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者
 - 四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下単に「高等学校等」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
 - 五 建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
 - 六 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
 - 七 火災予防業務に関して五年以上の消防吏員としての実務の経験を有する者
 - 八 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者として五年以上の実務の経験を有する者
 - 九 消防法第十七条の六第二項に規定する甲種消防設備士として五年以上の実務の経験を有する者
 - 十 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者
- 第二 登録建築設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて

卒業した後、建築設備に関して二年以上の実務の経験を有する者

二 短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築設備に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して四年以上の実務の経験を有する者

四 高等学校等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して七年以上の実務の経験を有する者

五 建築設備に関して十一年以上の実務の経験を有する者

六 建築行政（建築設備に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者

七 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第五項に規定する建築設備士の資格を有する者

八 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

第三 登録防火設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 二 短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く）を修めて卒業した後、防火設備に関して三年以上の実務の経験を有する者
- 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して四年以上の実務の経験を有する者
- 四 高等学校等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して七年以上の実務の経験を有する者
- 五 防火設備に関して十一年以上の実務の経験を有する者
- 六 建築行政（防火設備に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 七 火災予防業務に関して消防吏員として五年以上の実務経験を有する者
- 八 感知器に関して消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防設備点検資格者として五年以上の実務経験を有する者
- 九 感知器に関して消防法第十七条の六第二項に規定する甲種消防設備士又は乙種消防設備士とし

て五年以上の実務経験

十 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

第四 登録昇降機等検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して二年以上の実務の経験を有する者

二 短期大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して四年以上の実務の経験を有する者

四 高等学校等において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して七年以上の実務の経験を有する者

五 昇降機又は遊戯施設に関して十一年以上の実務の経験を有する者

六 建築行政（昇降機又は遊戯施設に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有す

る者

七 昇降機又は遊戯施設に関する法令の施行に関して五年以上の実務の経験（前号に掲げるものを除く。）を有する者

八 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。